項第一号、第三十六条第三項第一号、第四十九条の四第四項第一号、第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項、第六十八条の二第二項第一号、第八十一条第一項及び第二項、第九十五条の四第一項において準用する同法第五十二条の五十一第一項並びに第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項	
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令別紙様式第三号及び別紙様式第四号は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令別紙様式第三号及び別紙様式第四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る特定信用事業代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則別紙様式第五号は、施行日以後に終了する事業年度に係る代理事業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る代理事業に関する報告書については、なお従前の例による。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第五条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る農林中央金庫代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る農林中央金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

○内閣府・国土交通省令第二号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十五条の規定に基づき、及び自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）を実施するため、不動産特定共同事業法施行規則及び自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

不動産特定共同事業法施行規則及び自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令

（不動産特定共同事業法施行規則の一部改正）

第一条　不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（身分証明書の様式） **第五十九条**　法第四十条第二項（法第五十八条第十項において準用する場合を含む。）の規定により国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式第十二号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。 ２　法第四十条第二項の規定により都道府県の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式第十二号の二によるものとする。 ３　前項の規定にかかわらず、法第四十条第二項の規定により都道府県の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式第十二号によることができる。	（身分証明書の様式） **第五十九条**　法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。